

議案第9号

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成18年つくばみらい市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「1万8,400円」を「1万8,500円」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2中「4,600円」を「1万3,400円」に改める。

第9条の2中「8,000円」を「1万3,700円」に改める。

第21条第1号ア中「1万2,880円」を「1万2,950円」に改め、同号ウ中「3,220円」を「9,380円」に改め、同号オ中「5,600円」を「9,590円」に改め、同条第2号ア中「9,200円」を「9,250円」に改め、同号ウ中「2,300円」を「6,700円」に改め、同号オ中「4,000円」を「6,850円」に改め、同条第3号ア中「3,680円」を「3,700円」に改め、同号ウ中「920円」を「2,680円」に改め、同号オ中「1,600円」を「2,740円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

国民健康保険税の資産割の廃止及び国民健康保険の安定的な財政運営を目的に均等割を改定するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険税条例(平成18年つくばみらい市条例第71号)新旧対照表

改正案	現行
<u>第5条 削除</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	<u>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</u> <u>第5条 第3条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の22.4を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1万8,500円</u> とする。	第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1万8,400円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)
<u>第8条 削除</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額)	<u>第8条 第3条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.6を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額)
第8条の2 第3条第3項の均等割額は、被保険者1人について <u>1万3,400円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	第8条の2 第3条第3項の均等割額は、被保険者1人について <u>4,600円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第9条の2 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>1万3,700円</u> とする。 (国民健康保険税の減額)	第9条の2 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>8,000円</u> とする。 (国民健康保険税の減額)
第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務	第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務

者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万2,950円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,380円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,590円

カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき2

者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万2,880円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,220円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,600円

カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき2

7万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
9,250円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,700円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,850円

カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
3,700円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世

7万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
9,200円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,300円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,000円

カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
3,680円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世

帶主を除く。)1人について 2,680円

工 (略)

才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 2,740円

力 (略)

帶主を除く。)1人について 920円

工 (略)

才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 1,600円

力 (略)